

新型コロナウイルス感染症定期接種の実施について

新型コロナウイルス感染症の予防接種については、令和 5 年度までは予防接種法上の臨時接種として実施してきましたが、令和 6 年度からは高齢者のインフルエンザ予防接種と同様に市町村が実施する定期接種となりました。

羽村市では、市民の利便性を考慮し、西多摩地域の 8 市町村（羽村市・青梅市・福生市・あきる野市・瑞穂町・日の出町・奥多摩町・檜原村）と連携して、相互乗り入れによる接種を実施します。

実施期間 令和 6 年 10 月 1 日（火）から令和 7 年 3 月 31 日（月）

接種回数 上記の期間内に 1 回

対 象 者 接種当日に市内に在住しており、下記（１）（２）のいずれかに該当する者

（１）接種当日に 65 歳以上の者

（２）接種当日に 60 歳以上 65 歳未満の者で、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者

※高齢者のインフルエンザ定期接種と同様

実施場所 西多摩地域 8 市町村内の契約医療機関

接種費用 自己負担額 3,500 円

国は住民の標準的な自己負担額を 7,000 円としていますが、羽村市では接種を促進するため半額を公費で負担することとしました。

使用するワクチン

「JN.1 系統及びその下位系統へのより高い中和抗体を誘導する抗原を含むこと」に対応するワクチンとして薬事承認を受けたもの。

そ の 他

- ・実施期間及び自己負担額は 8 市町村で統一となります。
- ・集団接種は実施しません。
- ・接種券は使用しません。
- ・定期接種の対象に含まれない方は任意接種として接種が可能です。任意接種は全額自己負担となり、接種費用は医療機関によって異なります。
- ・今次議会定例会において補正予算が成立後に実施します。

【問合せ】

羽村市福祉健康部健康課 小島

電 話：042-555-1111（内線 627）

メール：s305000@city.hamura.tokyo.jp